

保護者各位

宜野座村長 當眞 淳
【公印省略】

緊急事態宣言解除後の村内保育施設並びに放課後児童クラブの対応について

平素より本村の教育・保育行政並びに新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

みだしのことについて、緊急事態宣言が解除され、「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）」が決定されたことを受け、本日10月1日（金）から当面の間、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

本村の感染状況は減少しておりますが、気を許すこと無く、引き続き、感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、今後の状況に変更があった際は、再度お知らせいたします。

記

1. 緊急事態宣言解除に伴い、感染拡大を防ぐための、家庭保育の協力依頼は終了となりますが、土曜日など、お仕事がお休みの日に各家庭での保育が可能な場合は、引き続き「家庭保育の協力」をお願い致します。（保育料の減免措置は対象外となります。）
 2. 園児・児童が感染した場合や濃厚接触者となった場合は、これまで通りの施設への報告をお願いします。その場合は、保健所等の指示に従って休んでください。感染による欠席や濃厚接触による欠席は、保育料は減免対象となります。
 3. 引き続き各家庭での感染症対策の徹底をお願いします。（※重要）
 - ・検温シートの記入、蜜を避ける、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願い致します。
 - ・園児・児童に発熱があった場合、解熱後24時間は自宅で様子を見てください。
 - ・同居家族に体調不良の方がいた場合、可能な限り登園をお控えください。
- その他に関することは、利用する施設へお問い合わせください。

【問合先】
宜野座村役場健康福祉課児童福祉係
担当：仲程・比嘉
TEL：098-968-3253